

発議第 1 号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項および米原市議会会議規則（平成 17 年米原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

米原市議会議長 竹 中 健 一 様

議会運営委員会委員長 松 宮 信 幸

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 17 年米原市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の米原市議会委員会条例第 26 条の規定は適用せず、改正前の米原市議会委員会条例第 26 条の規定は、なおその効力を有する。

米原市議会委員会条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第26条 委員会は、審査または調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第27条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の米原市議会委員会条例第26条の規定は適用せず、改正前の米原市議会委員会条例第26条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第26条 委員会は、審査または調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てなければならない。</p> <p>第27条以下 略</p>